

## 食品循環資源再生利用量の詳細な内訳

表 1 食品循環資源の用途別再生利用の内訳

(単位：千 t)

業種	再生利用への仕向け量	再生利用の用途別仕向け量				
		肥料	飼料	メタン	油脂及び油脂製品	食品リサイクル法で規定されていない用途
食品産業計	5,793	2,291	1,925	16	212	1,350
食品製造業	3,803	1,765	1,332	5	104	597
食品卸売業	398	111	153		3	132
食品小売業	821	245	291	3	56	227
外食産業	770	170	149	8	49	393

出典：「平成 17 年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算

表 2 食品リサイクル法で規定されていない用途の内訳

(単位：千 t)

業種	食品リサイクル法で規定されていない用途	再生利用の用途別仕向け量				
		食品用	工業資材用	熱源として利用	その他	不明
食品産業計	1,350	145	53	208	152	791
食品製造業	597	93	37	115	100	252
食品卸売業	132	0	2		37	92
食品小売業	227	52	14	16	12	133
外食産業	393			77	2	314

出典：「平成 17 年食品循環資源の再生利用等実態調査報告」農林水産省統計部より計算

注：1) 表 2 における「その他」の内容は、燃料補助剤、化粧品原料、ペットフード、土壌改良剤等である。

2) 表 2 における「不明」とは、委託先のリサイクル業者がどのような用途向けにリサイクルを行ったのか、食品関連事業者が把握していない場合である。